諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公 契約条例第18条第2項及び3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立大杉東小学校改築工事における落札者の選定並びにその理由について

江戸川区立大杉東小学校改築工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選定並びにその理由 を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落 札者を決定しなければならない。
- 2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、 江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定 の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。



答 申 書

令和4年3月28日付け、21総用送第481号で諮問のあった江戸川区立大杉東小学校改築工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

諮問のあった案 件 名	江戸川区立大杉東小学校改築工事における落札者の選定並びにその理由 について
審議結果 · 答申内容	別紙、江戸川区立大杉東小学校改築工事落札者選定の採点表のとおり、「第 1グループ」を落札者として選定します。
	【選定理由】 ・社会的要請に関する取組が必ずしも十分でない項目が見られるが、社会的要請点全50点のうち過半の評価点を得ており、一定の評価ができる。 ・労働者への能力開発・福利厚生支援について、積極的に取り組んでいる。 ・品質確保への取組について、積極的な提案をしている。 ・工事に関する提案(安全対策等)について、積極的に取り組む姿勢がうかがえる。

江戸川区立大杉東小学校改築工事 落札者選定の採点表

							社	会的要請	点						
入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	災害・緊 急時対応	教育活動・地域 諸行事へ の協力	環境配慮	参加実績	区内下請 業者等の 活用	労働者へ の能力開 発・福利 厚生支援	業者間にお ける技術育的 転・教のの 関面案	品質確保 への取組	工事成績	工事に関 する提案 (安全対 策等)	社会的要 請点計 (B)	評価点 (A+B)	備考
第1グループ	¥2,566,248,000	50.00	4.70	3.20	2.90	0.35	5.20	1.85	2.90	3.30	3.10	1.70	29.20	79.20	落札者
第2グループ	¥2,828,000,000	15.68	5.30	4.55	3.95	0.30	3.20	1.75	2.90	2.40	3.40	1.70	29.45	45.13	
第3グループ	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	辞退

江戸川区長 斉藤 猛

諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公 契約条例第18条第2項及び3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立大杉東小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定並びにその理 由について

江戸川区立大杉東小学校改築に伴う電気設備工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選定 並びにその理由を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落 札者を決定しなければならない。
- 2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、 江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定 の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。



答 申 書

令和4年3月28日付け、21総用送第481号で諮問のあった江戸川区立大杉東小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立大杉東小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定 並びにその理由について
審議結果 · 答申内容	別紙、江戸川区立大杉東小学校改築に伴う電気設備工事落札者選定の採点 表のとおり、「第1グループ」を落札者として選定します。
	【選定理由】 ・社会的要請評価優先方式により、社会的要請点が20点以上の者の中から、落札者を選定した。 ・社会的要請に関する取組が十分でない項目が見られるが、社会的要請点全50点のうち20点以上の評価点を得ており、一定の水準が確保できている。

江戸川区立大杉東小学校改築に伴う電気設備工事 落札者選定の採点表

							社会的	要請点						
入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	災害・緊 急時対応	教育活 動・地域 諸行事へ の協力	環境配慮	参加実績	業者等の	労働者へ の能力開 発・福利 厚生支援	品質確保 への取組	工事成績	工事に関 する提案 (安全対 策等)	社会的要 請点計 (B)	評価点 (A+B)	備考
第1グループ	¥343,000,000	14.96	3.30	1.95	2.00	2.00	9.70	1.15	2.20	1.00	1.00	24.30	39.26	落札者(社会的要 請評価優先方式に よる)
第2グループ	¥308,000,000	50.00	2.40	1.85	2.30	0.00	1.30	1.45	3.00	3.00	1.40	16.70	66.70	
第3グループ	-	-	-	-	-	-	,	-	-	-	-	1	ı	辞退

江戸川区長 斉藤 猛

諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公 契約条例第18条第2項及び3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立大杉東小学校改築に伴う機械設備工事における落札者の選定並びにその理 由について

江戸川区立大杉東小学校改築に伴う機械設備工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選定 並びにその理由を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。
- 2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、 江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定 の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。



答 申 書

令和4年3月28日付け、21総用送第481号で諮問のあった江戸川区立大杉東小学校改築に伴う機械設備工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

諮問のあった案 件 名	江戸川区立大杉東小学校改築に伴う機械設備工事における落札者の選定 並びにその理由について
審議結果· 答申内容	別紙、江戸川区立大杉東小学校改築に伴う機械設備工事落札者選定の採点 表のとおり、「第1グループ」を落札者として選定します。
	【選定理由】 ・社会的要請に関する取組が必ずしも十分でない項目が見られるが、社会的要請点全50点のうち過半の評価点を得ており、一定の評価ができる。 ・災害及び緊急時対応について、積極的に取り組んでいる。
×	

江戸川区立大杉東小学校改築に伴う機械設備工事 落札者選定の採点表

							社会的	要請点						
入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	災害・緊 急時対応	教育活 動・地域 諸行事へ の協力	環境配慮	参加実績	区内下請 業者等の 活用	労働者へ の能力開 発・福利 厚生支援	品質確保 への取組	工事成績	工事に関 する提案 (安全対 策等)	社会的要 請点計 (B)	評価点 (A+B)	備考
第1グループ	¥520,000,000	13.25	4.60	2.30	2.25	2.00	6.10	1.20	2.80	4.00	1.30	26.55	39.80	落札者
第2グループ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	i	辞退

江戸川区長 斉藤 猛

諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公 契約条例第18条第2項及び3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立東小松川小学校改築工事における落札者の選定並びにその理由について

江戸川区立東小松川小学校改築工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選定並びにその理由を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。
- 2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、 江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。



答 申 書

令和4年3月28日付け、21総用送第481号で諮問のあった江戸川区立東小松川小学校改築工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立東小松川小学校改築工事における落札者の選定並びにその理 由について
審議結果・ 答申内容 ・	別紙、江戸川区立東小松川小学校改築工事落札者選定の採点表のとおり、 「第1グループ」を落札者として選定します。
	【選定理由】 ・社会的要請に関する取組について、一定の実績及び提案がある。 ・災害及び緊急時対応について、積極的に取り組んでいる。 ・環境配慮について、積極的に取り組んでいる。 ・今回工事の区内下請率について、積極的に区内下請業者の採用を予定し、
	地域経済の活性化に配慮して取り組んでいる。 ・労働者への能力開発・福利厚生支援について、積極的に取り組んでいる。 ・品質確保への取組について、積極的な提案をしている。 ・工事に関する提案(安全対策等)について、積極的に取り組む姿勢がうかがえる。

江戸川区立東小松川小学校改築工事 落札者選定の採点表

							社	会的要請	点						
入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	災害・緊 急時対応	教育活動・地域 諸行事へ の協力	環境配慮	参加実績	区内下請 業者等の 活用	労働者へ の能力開 発・福利 厚生支援	業者間にお ける技術育的 転・教のの提 案	品質確保 への取組	工事成績	工事に関 する提案 (安全対 策等)	社会的要 請点計 (B)	評価点 (A+B)	備考
第1グループ	¥2,540,000,000	50.00	7.60	4.25	3.85	1.00	7.70	1.90	2.90	3.60	0.00	1.90	34.70	84.70	落札者
第2グループ	¥2,608,000,000	43.63	5.00	2.80	2.85	0.00	1.60	1.85	2.95	3.50	1.40	1.90	23.85	67.48	
第3グループ	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	辞退
第4グループ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	辞退

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉藤 猛



諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公 契約条例第18条第2項及び3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立東小松川小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定並びにその 理由について

江戸川区立東小松川小学校改築に伴う電気設備工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選 定並びにその理由を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。
- 2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、 江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定 の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。



答 申 書

令和4年3月28日付け、21総用送第481号で諮問のあった江戸川区立東小松川小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

諮問のあった	江戸川区立東小松川小学校改築に伴う電気設備工事における落札者の過
案 件 名	定並びにその理由について
審議結果·	別紙、江戸川区立東小松川小学校改築に伴う電気設備工事落札者選定の技
答申内容	点表のとおり、「第1グループ」を落札者として選定します。
	【選定理由】
	・社会的要請評価優先方式により、社会的要請点が20点以上の者の中なら、落札者を選定した。
	・社会的要請に関する取組について、多くの実績及び積極的な提案がある
	・災害及び緊急時対応について、積極的に取り組んでいる。
	・今回工事の区内下請率について、積極的に区内下請業者を採用し、地域
	経済の活性化に配慮して取り組んでいる。
	・品質確保への取組について、積極的な提案をしている。
	・過去工事の工事成績が良好である。

江戸川区立東小松川小学校改築に伴う電気設備工事 落札者選定の採点表

							社会的	要請点						
入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	災害・緊 急時対応	教育活 動・地域 諸行事へ の協力	環境配慮	参加実績	区内下請 業者等の 活用	労働者へ の能力開 発・福利 厚生支援	への取組	工事成績	工事に関 する提案 (安全対 策等)	社会的要 請点計 (B)	評価点 (A+B)	備考
第1グループ	¥363,400,000	12.04	4.60	4.35	2.85	2.00	12.40	1.60	4.80	6.00	1.40	40.00	52.04	落札者(社会的要 請評価優先方式に よる)
第2グループ	¥323,000,000	50.00	2.40	1.80	2.25	0.00	1.30	1.45	2.80	3.00	1.30	16.30	66.30	

江戸川区長 斉藤猛

諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公契約条例第18条第2項及び3項の規定により諮問します。

記

諮問案件

江戸川区立東小松川小学校改築に伴う機械設備工事における落札者の選定並びにその 理由について

江戸川区立東小松川小学校改築に伴う機械設備工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選 定並びにその理由を聴取します。

【参考:江戸川区公契約条例】

- 第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。
- 2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、 江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定 の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。



答 申 書

令和4年3月28日付け、21総用送第481号で諮問のあった江戸川区立東小松川小学校改築に伴う機械設備工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公契約条例第30条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

諮問のあった	江戸川区立東小松川小学校改築に伴う機械設備工事における落札者の過
案 件 名	定並びにその理由について
審議結果•	 別紙、江戸川区立東小松川小学校改築に伴う機械設備工事落札者選定の拐
答申内容	点表のとおり、「第1グループ」を落札者として選定します。
	【選定理由】
	・社会的要請に関する取組について、一定の実績及び提案がある。
	・労働者への能力開発・福利厚生支援について、積極的に取り組んでいる

江戸川区立東小松川小学校改築に伴う機械設備工事 落札者選定の採点表

							社会的	要請点						
入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	災害・緊 急時対応	教育活 動・地域 諸行事へ の協力	環境配慮	参加実績	区内下請 業者等の 活用	労働者へ の能力開 発・福利 厚生支援	品質確保への取組	工事成績	工事に関 する提案 (安全対 策等)	社会的要 請点計 (B)	評価点 (A+B)	備考
第1グループ	¥565,110,000	13.41	3.50	2.35	2.75	2.00	9.30	1.75	4.40	3.00	1.30	30.35	43.76	落札者
第2グループ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	辞 退